

諮問日：令和4年5月25日（令和4年度（個）諮問第2号）

答申日：令和4年10月19日（令和4年度（個）答申第7号）

件名：神戸地方裁判所の法廷において、苦情申出人に対する裁判官の発言に関連する一切の記録に記録された保有個人情報の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙保有個人情報開示申出書写し記載の文書に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、神戸地方裁判所長が、本件対象個人情報を記録した司法行政文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、神戸地方裁判所長が令和4年2月8日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の2（令和4年7月1日改正前の取扱要綱記第8の4）に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

苦情申出人と警察官との間で口論となり警察官を逃がした事実を開示すべきであり、文書を作成していない筈はない。

多数の裁判所職員が存在し、苦情申出人の前に壁を作り、逃がしたもの。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出は、「申出人が、刑事事件の法廷で、口論をしたことで裁判官から「出ていってくれ」と言われたことに関連する一切の記録」であると解されるどころ、原判断庁において、本件開示申出に係る情報が記録された司法行

政文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。

- 2 この点、苦情申出人が特定の日に原判断庁の庁舎内で他の来庁者との間で口論を始めたため、駆け付けた原判断庁の職員に制止された事実はあるが、その際、けが人の発生や庁舎の損壊等はなかったことから、原判断庁において、その経緯等を記録しておく必要がなく、本件開示申出に係る文書を作成していない。

なお、裁判所では、構内で発生した来庁者同士のトラブルについて、その経緯等を記載した司法行政文書を必ず作成又は取得すべき法令上の根拠はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年5月25日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月9日 審議
- ④ 同年10月14日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 原判断庁は、本件開示申出について、「申出人が、刑事事件の法廷で、口論をしたことで裁判官から「出ていってくれ」と言われたことに関連する一切の記録」に記録された苦情申出人に係る保有個人情報の開示を申し出るものと解したとのことであり、本件開示申出書の記載及び神戸地方裁判所職員による苦情申出人への確認結果を踏まえれば、本件開示申出について上記のとおり解したことは合理的である。

取扱要綱によれば、保有個人情報開示手続の対象となる保有個人情報は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、裁判所の職員が組織的に利用するものとして、裁判所が保有しているもののうち、司法行政文書に記録されているものであり（取扱要綱記第1の8。令和4年4月5日改正前の取扱要綱記第1の4。）、司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成

し、又は取得した司法行政文書事務に関する文書、図画及び電磁的記録であつて、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいい、裁判事務に関する文書は含まれないとされている（裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第1参照）。

当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、苦情申出人が特定の日に原判断庁の庁舎内で他の来庁者との間で口論を始めたため、駆けつけた原判断庁の職員に制止されたこと、その際、けが人の発生や庁舎の損壊等はなかったことが認められた。上記確認結果を踏まえれば、原判断庁において、上記苦情申出人の行為に関する経緯等を司法行政事務において記録しておく必要がなく、本件開示申出に係る文書を作成していないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

そのほか、神戸地方裁判所において、本件対象個人情報記録された司法行政文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、神戸地方裁判所において本件対象個人情報記録された司法行政文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、神戸地方裁判所において本件対象個人情報記録された司法行政文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子

(別紙省略)